

## 図書等配送料単価契約に係る入札説明書

〒856-0831

大村市東本町481番地

長崎県立長崎図書館（総務課）

電話番号 0957-48-7701

FAX 0957-48-7704

# 入札説明書

下記の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記3の（1）に掲げるものに説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 公示日 令和8年1月9日（金曜日）

2 「入札に関する条件」及び「注意事項」等

## （1）入札に関する内容

- ① 契約の名称 図書等配送単価契約
- ② 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ③ 履行場所 (住所) 大村市東本町481番地  
(名称) 長崎県立長崎図書館（ミライ on 図書館）
- ④ 契約内容 別添「仕様書」のとおり

## （2）入札参加資格

長崎県内に本店等を有している者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者のうち、次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者であること。
- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 図書等配送単価契約に関する令和8年1月9日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ④ この入札に関する公告の日から（3）の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ この入札に関する公告の日から（3）の開札日までの間において、長崎県が行う

各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けている者が明らかである者でないこと。

- ⑥ 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く）を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

（3）入札の日時及び場所

- ① 日時 令和8年2月13日（金） 10時30分開始  
② 場所 ミライon図書館（大村市東本町481番地） 2階 研修室  
③ 電送及び郵送による入札は認めない。

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の（1）の機関に確認すること。

（4）質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記の期日までに書面（FAX）にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県立長崎図書館 総務課

FAX 0957-48-7704

（提出期限）令和8年1月29日（木曜日） 17時00分まで

※ 回答については、令和8年2月2日（月曜日）までに書面（FAX）にて行う。

（5）入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。  
② 入札者が入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）、入札書様式に記載されているそれぞれの件名ごとの数量を予定数量とした場合の金額（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額）及び入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。以下同じ。）とすること。  
③ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。  
④ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。  
⑤ 入札者が代理人である場合は、委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は長崎県立長崎図書館 館長あてとすること。
- ・ 入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

- ・ 入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出すること。

#### (6) 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設定しない。

#### (7) 入札保証金及び契約保証金

##### ① 入札保証金

- 入札保証金等は、入札執行日までに提出すること。
- 見積もった契約希望金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
  - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出したとき。
  - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- ア 「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (ア) 3,000万円以上
- (イ) 3,000万円未満 1,000万円以上
- (ウ) 1,000万円未満

- 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

##### 【注意事項】

- ・ 入札保証保険証書及び契約書の写し等（2件以上）の提出は、令和8年2月6日（金曜日） 12時00分までとする。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、入札日から契約締結が見込まれる日までとすること。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とはすることはできない。

##### ② 契約保証金

- 契約保証金は、契約書と同時に提出すること。
- 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
  - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (ア) 3,000 万円以上
- (イ) 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- (ウ) 1,000 万円未満

○ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

#### （8）入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### （9）入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、下記の①から⑦により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札をしたとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(10) 落札者の決定方法

- ① すべての入札単価が、それぞれの予定単価の範囲内で入札した者のうち、入札書記載の入札総価格が最低である者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 入札執行回数は 3 回を限度とする。3 回で決定しない場合は入札額が最も低い者と見積の協議を行う。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ⑤ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなつた場合、落札決定を取り消すこととする。

(11) 契約書の作成等

- ① 契約書の作成を要する。
- ② この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- ③ その他入札及び契約に関する事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の定めるところによる。

### 3 その他

(1) 当該契約事務に関する担当機関

(住所) 〒 856-0831 大村市東本町 481 番地  
(名称) 長崎県立長崎図書館 総務課  
(電話) 0957-48-7701  
(FAX) 0957-48-7704

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

- ① 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和 8 年 1 月 29 日（木曜日）17 時 00 分までとする。

- ② 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
(1) の機関に同じ